



# 宮 崎 県 公 報

平成21年3月9日(月曜日) 第2064号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (行政経営課) 1
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 1

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( " ) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 3
- 指定居宅サービス事業者の名称又は所在地の変更…………… ( " ) 3
- 指定居宅介護支援事業者の名称又は所在地の変

更…………… (長寿介護課) 4

○指定介護予防サービス事業者の名称又は所在地の変更…………… ( " ) 4

○宮崎県漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開…………… (水産政策課) 5

○建築主事事務処理規程の一部を改正する告示…………… (建築住宅課) 5

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…………… (経・産・労・農課) 5
- 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者の業務停止の命令…………… (建築住宅課) 6
- 入札公告…………… 6

### 正 誤

○平成20年9月22日付け県公報(第2018号)中…………… 7

## 規 則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第1号

#### 宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則(平成12年宮崎県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>第4条 [略]</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>2 [略]</td><td></td></tr> <tr><td>3～7 [略]</td><td></td></tr> </table>	[略]		2 [略]		3～7 [略]		<p>第4条 <u>条例別表の16の4の項に規定する事務で別に規則で定めるものは、調理師法施行細則(昭和35年宮崎県規則第7号)第1条の規定による受験願書の受理に関する事務とする。</u></p> <p>第5条 <u>条例別表の16の6の項に規定する事務で別に規則で定めるものは、製菓衛生師法施行細則(昭和42年宮崎県規則第34号)第3条の規定による受験願書の受理に関する事務とする。</u></p> <p>第6条 [略]</p> <p>第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>2 [略]</td><td></td></tr> <tr><td>3 <u>条例別表の16の8の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</u></td><td><u>ふく取扱条例施行規則(昭和34年宮崎県規則第1号)</u></td></tr> <tr><td>4～8 [略]</td><td></td></tr> </table>	[略]		2 [略]		3 <u>条例別表の16の8の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</u>	<u>ふく取扱条例施行規則(昭和34年宮崎県規則第1号)</u>	4～8 [略]	
[略]															
2 [略]															
3～7 [略]															
[略]															
2 [略]															
3 <u>条例別表の16の8の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</u>	<u>ふく取扱条例施行規則(昭和34年宮崎県規則第1号)</u>														
4～8 [略]															

### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第 2 号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和46年宮崎県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(垂直積雪量) 第13条の2 令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域に応じ、それぞれ当該右欄に定める数値とする。		(垂直積雪量) 第13条の2 令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域に応じ、それぞれ当該右欄に定める数値とする。	
区 域	垂直積雪量 (単位 メートル)	区 域	垂直積雪量 (単位 メートル)
日南市 小林市（須木を除く。） 串間市 西都市 宮崎郡 南那珂郡 北諸県郡 西諸県郡のうち高原町及び野尻町 東諸県郡 児湯郡のうち高鍋町、新富町、木城町、川南町及び都農町 東臼杵郡のうち門川町並びに美郷町のうち西郷区及び北郷区 [略]	[略]	日南市 小林市（須木を除く。） 串間市 西都市 宮崎郡 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡のうち高鍋町、新富町、木城町、川南町及び都農町 東臼杵郡のうち門川町並びに美郷町のうち西郷区及び北郷区 [略]	[略]

附 則

この規則は、平成21年3月30日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 155号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成21年3月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570104606	バスクール	宮崎県宮崎市恒久字寺ノ前5996番地1	有限会社宮崎自然治癒力研究所	宮崎県宮崎市折生迫6545番地	平成21年1月30日	通所介護
4570301467	生協クリニックのべおか デイサービスそれいゆ	宮崎県延岡市浜砂1丁目5番17号	宮崎医療生活協同組合	宮崎県宮崎市和知川原2丁目25-1	平成21年1月13日	通所介護
4570104622	さくら・介護ステーション宮崎中央	宮崎県宮崎市前原町6番地1 レジデンス 601 103号	サクセス株式会社	宮崎県宮崎市波島二丁目11番8号	平成21年1月20日	訪問介護
4570104630	ヘルパーステーション オアシス宮崎	宮崎県宮崎市大塚町大塩道下4700番1号 アメニティ大塚 106号	Confidence株式会社	鹿児島県鹿児島市西田2丁目27-16 2 F	平成21年1月15日	訪問介護
4570201857	有限会社 銀星タクシー-訪問介護事業部	宮崎県都城市吉尾町5842番地	有限会社銀星タクシー	宮崎県都城市吉尾町5842番地	平成21年1月23日	訪問介護
4570600710	あったかほーむ愛	宮崎県日向市財光	特定非営利活動法	宮崎県日向市財光	平成21年1月1日	訪問介護

あい	寺1168番地 3	人あったかほーむ 愛あい	寺1168番地 3		
----	-----------	-----------------	-----------	--	--

## 宮崎県告示第 156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成21年3月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570201840	居宅介護支援事業 所 シュン	宮崎県都城市前田 町9街区11号	合同会社Life Cr- eate	宮崎県都城市前田 町9街区11号	平成21年1月21日	居宅介護支援

## 宮崎県告示第 157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成21年3月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570104606	バスクール	宮崎県宮崎市恒久 字寺ノ前5996番地 1	有限会社宮崎自然 治療力研究所	宮崎県宮崎市折生 迫6545番地	平成21年1月30日	介護予防通所介 護
4570201733	デイサービスセン ター 長遊園	宮崎県都城市蔵原 町12街区3号	社会福祉法人莞爾 会	宮崎県都城市高野 町2900番	平成21年1月1日	介護予防通所介 護
4570301467	生協クリニックの べおか デイサー ビスそれいゆ	宮崎県延岡市浜砂 1丁目5番17号	宮崎医療生活協同 組合	宮崎県宮崎市和知 川原2丁目25-1	平成21年1月13日	介護予防通所介 護
4570103293	どこでもホームヘ ルプサービス	宮崎県宮崎市花ケ 島町入道2230番地 4 イースヒルズ 1F	有限会社Esperie- nza	宮崎県串間市西方 2647番地1	平成21年1月1日	介護予防訪問介 護
4570104622	さくら・介護ステ ーション宮崎中央	宮崎県宮崎市前原 町6番地1 レジ デンス 601 103号	サクセス株式会社	宮崎県宮崎市波島 二丁目11番8号	平成21年1月20日	介護予防訪問介 護
4570104630	ヘルパーステーシ ョン オアシス宮 崎	宮崎県宮崎市大塚 町大塩道下4700番 1号 アメニティ 大塚 106号	Confidence株式会 社	鹿児島県鹿児島市 西田2丁目27-16 2F	平成21年1月15日	介護予防訪問介 護
4570201857	有限会社 銀星タ クシー訪問介護事 業部	宮崎県都城市吉尾 町5842番地	有限会社銀星タク シー	宮崎県都城市吉尾 町5842番地	平成21年1月23日	介護予防訪問介 護
4570600710	あったかほーむ愛 あい	宮崎県日向市財光 寺1168番地 3	特定非営利活動法 人あったかほーむ 愛あい	宮崎県日向市財光 寺1168番地 3	平成21年1月1日	介護予防訪問介 護

平成21年3月9日

## 宮崎県告示第 158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4550180105	宮崎社会保険介護老人保健施設サンビュー宮崎	宮崎市大字恒久字鳥の巣6245-1	社会保険宮崎江南介護老人保健施設サンビュー宮崎	宮崎市大字恒久字鳥の巣6245-1	平成21年1月1日	通所リハビリテーション
4550180105	宮崎社会保険介護老人保健施設サンビュー宮崎	宮崎市大字恒久字鳥の巣6245-1	社会保険宮崎江南介護老人保健施設サンビュー宮崎	宮崎市大字恒久字鳥の巣6245-1	平成21年1月1日	短期入所療養介護
4560190169	宮崎社会保険訪問看護ステーション	宮崎市大坪西1丁目2番1号	社会保険宮崎江南訪問看護ステーション	宮崎市大坪西1丁目2番1号	平成21年1月1日	訪問看護
4570201329	デイサービスセンター としみ	宮崎県都城市年見町17号6番	デイサービスセンター としみ	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4836番地26	平成21年1月5日	通所介護
4570101552	企業組合労協センター事業団なごみ	宮崎県宮崎市北権現町95	企業組合労協センター事業団なごみ	宮崎県宮崎市吉村町西田甲 679-1	平成21年1月15日	訪問介護
4570102923	宮崎地域福祉事業所なごみ	宮崎県宮崎市北権現町95	宮崎地域福祉事業所なごみ	宮崎県宮崎市吉村町西田甲 679-1	平成21年1月15日	福祉用具貸与
4570102923	宮崎地域福祉事業所なごみ	宮崎県宮崎市北権現町95	宮崎地域福祉事業所なごみ	宮崎県宮崎市吉村町西田甲 679-1	平成21年1月15日	特定福祉用具販売

宮崎県告示第 159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年3月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4570100869	宮崎社会保険居宅介護支援センター	宮崎市大字恒久字鳥の巣6245-1	社会保険宮崎江南居宅介護支援センター	宮崎市大字恒久字鳥の巣6245-1	平成21年1月1日	居宅介護支援
4570800112	鶴田クリニック	西都市御舟町1丁目55番地	鶴田クリニック居宅介護支援事業所	西都市御舟町1丁目93番2号	平成21年1月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年3月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4550180105	宮崎社会保険介護	宮崎市大字恒久字	社会保険宮崎江南	宮崎市大字恒久字	平成21年1月1日	介護予防通所リ

	老人保健施設サンビュー宮崎	鳥の巣6245-1	介護老人保健施設サンビュー宮崎	鳥の巣6245-1		ハビリテーション
4550180105	宮崎社会保険介護老人保健施設サンビュー宮崎	宮崎市大字恒久字鳥の巣6245-1	社会保険宮崎江南介護老人保健施設サンビュー宮崎	宮崎市大字恒久字鳥の巣6245-1	平成21年1月1日	介護予防短期入所療養介護
4560190169	宮崎社会保険訪問看護ステーション	宮崎市大坪西1丁目2番1号	社会保険宮崎江南訪問看護ステーション	宮崎市大坪西1丁目2番1号	平成21年1月1日	介護予防訪問看護
4570201329	デイサービスセンター としみ	宮崎県都城市年見町17号6番	デイサービスセンター としみ	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4836番地26	平成21年1月5日	介護予防通所介護
4570101552	企業組合労協センター事業団なごみ	宮崎県宮崎市北権現町95	企業組合労協センター事業団なごみ	宮崎県宮崎市吉村町西田甲 679-1	平成21年1月15日	介護予防訪問介護
4570102923	宮崎地域福祉事業所なごみ	宮崎県宮崎市北権現町95	宮崎地域福祉事業所なごみ	宮崎県宮崎市吉村町西田甲 679-1	平成21年1月15日	介護予防福祉用具貸与
4570102923	宮崎地域福祉事業所なごみ	宮崎県宮崎市北権現町95	宮崎地域福祉事業所なごみ	宮崎県宮崎市吉村町西田甲 679-1	平成21年1月15日	特定介護予防福祉用具販売

宮崎県告示第 161号

宮崎県漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第23号）第32条第5項において準用する同規則第30条第2項の規定により、聴聞の期日における審理を次のとおり公開により実施する。

平成21年3月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 聴聞の日時

平成21年3月17日（火曜日）午前10時から午前12時まで

2 聴聞の場所

宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁1号館4階海区漁業調整委員会室（水産政策課内）

3 予定される不利益処分の内容

日南市、南那珂郡南郷町及び同郡北郷町を廃し、その区域をもって日南市を設置することに伴う宮崎県漁業調整規則第32条第1項の規定による漁業許可の操業区域の変更

4 聴聞に関する事務を担当する部局等

宮崎県農政水産部水産政策課 電話番号0985(26)7146

建築主事務処理規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成21年3月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 162号

建築主事務処理規程の一部を改正する告示

建築主事務処理規程（昭和59年宮崎県告示第 324号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
建築主事		所管区域		建築主事		所管区域	
名称	所属			名称	所属		
[略]				[略]			
日南地区 建築主事	日南土木事務所 串間土木事務所	日南市	串間市 南那珂郡	日南地区 建築主事	日南土木事務所 串間土木事務所	日南市	串間市
[略]				[略]			

附 則

この告示は、平成21年3月30日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成21年3月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年2月18日	特定非営利活動法人 エー・イー・エイチ宮崎	今井 智康	宮崎県児湯郡都農町大字川北1189番地8	この法人は、高齢者や障害者等の弱者及び地域住民の安心で安全な暮らしを

					守るために、グループホーム事業や環境の保全活動等を行い、もって宮崎県内の福祉の向上や豊かなまちづくり等に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	--	---

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第65条第 2 項の規定による処分をしたので、同法第70条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年 3 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 処分を受けた宅地建物取引業者
  - (1) 免許証番号 宮崎県知事(8)第2953号
  - (2) 商号又は名称 株式会社グリーン商事
  - (3) 代表者氏名 徳留 良弘
  - (4) 主たる事務所の所在地 宮崎県都城市栄町27号 2 番地 1
- 2 処分した年月日  
平成21年 3 月 2 日
- 3 処分の内容  
業務停止18日間
- 4 適用条項  
宅地建物取引業法第 9 条、第35条第 1 項及び第36条

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成21年 3 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報誌「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報誌「県議会の動き」の印刷（こん包及び配送を含む。）「県広報みやざき」 361,000部× 6 回、A 4 判 4 色カラー 8 ページ 「県議会の動き」 361,000部× 6 回、A 4 判 4 色カラー 4 ページ
  - (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
  - (3) 履行期間 契約締結の日から平成22年 3 月31日まで
  - (4) 納入場所 総部数のうち、355,500部はこん包の上宮崎県が指定する場所へ発送し、残部は宮崎県県民政策部秘書広報課へ納入する。
  - (5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
  - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 平成20年宮崎県告示第 798号に規定する資格を有する者で、営業種目が印刷類で種目が平版活版又はカラー印刷のものであること。
  - イ 過去 2 年間に 4 色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。
  - ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、7 日以内に 5,500部、10日以内に 355,500部の印刷（こん包及び配送を含む。）が可能な機械設備及び人員体制を有している者であること。
  - エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。
  - オ 連絡をしてからおおむね 2 時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県県民政策部秘書広報課又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であること。
  - カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差し替え等に即時対応できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成21年 4 月15日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。  
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
    - (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
    - (2) 期間 平成21年 3 月 9 日から平成21年 4 月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
    - (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
    - (2) 期間 平成21年 3 月 9 日から平成21年 4 月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - 5 入札説明会の場所及び日時
    - (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
    - (2) 日時 平成21年 3 月19日 午後 2 時
  - 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
    - (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
    - (2) 提出期限 平成21年 4 月20日 午後 2 時（郵便にあっては平成21年 4 月17日午後 5 時必着）
    - (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。
  - 7 開札の場所及び日時
    - (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
    - (2) 日時 平成21年 4 月20日 午後 2 時
  - 8 入札保証金  
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。
  - 9 入札の無効に関する事項  
宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
  - 10 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札

を行った者を落札者とする。

- 11 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目  
10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
  - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成21年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
  - (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
  - (1) Nature and quantity of the service to be required: Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyazaki", and "Kengikainougoki", 361,000copies× 6 times a year
  - (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 20 April, 2008
  - (3) Contact point for the notice: Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan  
TEL:0985-26-7208

**正 誤**

平成二十一年九月二十一日付の県公報(第二十八号)中

ページ	段	行	誤	正
六	下	五	それぞれ「ヤ」、「 ♯」、「ホ」、「ヤ」 、「エ」若しくは「 エ」又は「 <sup>っ</sup> 若しく は「 <sup>ッ</sup> 」	それぞれ「ヤ」、「 ♯」、「ホ」、「ヤ」 、「エ」若しくは「 エ」又は「 <sup>っ</sup> 若 しくは「 <sup>ッ</sup> 」